

事業確認書類についての注意事項

事業確認書類を提出される場合は、下記のことを提出してください

【法人の場合】

・直近の「確定申告書別表一」（写）と、「法人事業概況説明書（両面）」（写）

※上記書類で多賀城市内の事業所が記載されていない場合は、上記書類及び多賀城市内の事業所が確認できる書類を提出してください。

【個人事業主で青色申告の方】

・直近の「確定申告書第一表」（写）と、「所得税青色申告決算書（両面）」（写）

※上記書類で多賀城市内の事業所が記載されていない場合は、上記書類及び多賀城市内の事業所が確認できる書類を提出してください。

【個人事業主で白色申告の方】

・直近の「確定申告書第一表」（写）と、「収支内訳書」（写）

※上記書類で多賀城市内の事業所が記載されていない場合は、上記書類及び多賀城市内の事業所が確認できる書類を提出してください。

【業務委託契約事業者の方】

○市内在住で業務委託契約をしている事業者（①及び②の書類が必要です。）

①業務委託契約書の写し

②確定申告をしている事業者は直近の確定申告書の写し、又は確定申告をしていない事業者は国民健康保険証の写し及び住所が分かるもの（運転免許証等）を提出してください。

○市外在住で市内で事務所等を賃借して業務委託契約をしている事業者

①業務委託契約書の写し及び賃貸借契約書

②確定申告をしている事業者は直近の確定申告書の写し、又は確定申告をしていない事業者は国民健康保険証の写し及び住所が分かるもの（運転免許証等）を提出してください。

※確定申告書の控えは収受印（税務署印か税理士印、個人事業主の場合は青色申告印または自治体印でも可）が押印されているものを提出してください。e-TAX の場合は、受付日時・受付番号が記載されているもの又は「受信通知」を一緒に提出してください。

また、事業所所在地が判別できない場合は必要に応じて追加の書類の提出を求める場合がございますので、ご了承ください。

※事業確認書類については、法人の場合は、確定申告書の写しを必須とします。

ただし、個人事業主の場合のみ、許認可証（例：営業許可書）の写しでも可とします。